

◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 青柳高田線
- 2 道路の位置
上越市東城町一丁目845番10から同市東城町一丁目字土手端188番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 東城一丁目町内会長
所在 上越市東城町一丁目2番46
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面によるところとする。
- 5 管理の期間
令和4年2月18日から当該施設の存続する日まで